

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリント検証規程

制定：平成27年5月1日

文書管理番号：CR-08-01

一般社団法人産業環境管理協会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）において、「カーボンフットプリント（以下「CFP」という。）製品カテゴリールール」（Product Category Rule）（以下「CFP-PCR」という。）に基づく CFP 算定結果と宣言の案の個別検証について定めるものである。

(CFP 算定結果と宣言案の検証の概要)

第2条 CFP プログラムにおいて、製品に係る CFP 宣言を希望する事業者は、CFP 算定結果と宣言の案が関連規程および認定 CFP-PCR に準拠していることについて、協会の定める検証を受けなければならない。

(要求事項)

第3条 CFP 算定・宣言のための要求事項は、「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」および該当 CFP-PCR に定める。

(CFP 検証判断基準)

第4条 CFP 検証の判断基準は、「カーボンフットプリント検証判断基準」に定める。

(CFP 検証手順)

第5条 CFP 検証の手順は、「カーボンフットプリント検証手順」に定める。

(製品の対象範囲)

第6条 CFP プログラムで扱う製品は、消費者向けの最終消費財だけでなく、いわゆる中間財も含め、あらゆる製品（サービスを含む）を対象とする。

(CFP 検証の保証水準)

第7条 保証水準については、ライフサイクルアセスメント（LCA）の性格上、「限定的保証水準」で検証を実施することが望ましい。保証水準は会計監査で使用される用語であり、絶対的保証水準、合理的保証水準、限定的保証水準に分類される。

- ② 完全な保証水準は、事業者と行動を共にし、規格や標準に適合しているかを確認するもので、監査側が全てを保証する概念であるが、CFP においてこのような保証を行うのは現実的ではない。
- ③ 合理的保証水準は、一般に企業の年度財務諸表の監査を会計監査法人が行う際に準拠する保証水準である。監査法人は事業者から提出された財務諸表等の書類について、その根拠となるデータソースの裏付けなど、可能な範囲で根拠を辿る。これらの書類は、企業の正確な情報開示のために必要であり、株価等にも影響を及ぼすことから、相当程度の確認作業を行うことと

なる。GHG クレジット制度等は、価値が金銭に換算されることから、このレベルの保証水準が求められている。

- ④ 限定的保証水準とは、事業者から提示された「限定的な資料・情報」に基づいた確認作業を行うものであり、保証のレベルも限定的となる。LCA の性格上、自社外（サプライチェーン）のデータも扱うことから、その全てのデータについて上記合理的保証水準を与えることは不可能であり、また、自社内のデータであっても、1次データが取得できず2次データを取得するケースもあることから、必ずしも合理的保証水準での確認が馴染まないというのが現実的なところである。他方、当然ながら、大きな割合を占める GHG 排出源については、限定的保証水準とは言っても、慎重にデータ確認を行う必要がある。

第2章 CFP 算定結果と宣言の案にかかる検証

第1節 CFP 算定結果と宣言の案にかかる検証

（CFP 検証の基本的考え方）

第7条 CFP 検証においては、CFP 算定結果と宣言の案を、以下の基本的な観点から確認する。

- ・関連規程との適合性
- ・該当する CFP-PCR との適合性
- ・データのトレーサビリティの確保

（CFP 算定結果と宣言の案にかかる検証申請）

第8条 CFP 宣言を希望する事業者は、関連規定および該当する CFP-PCR に従って CFP 算定を行い、CFP 宣言の案を作成する。この CFP 算定結果および CFP 宣言の案を、「CFP 検証申請書」として協会に提出する。

（CFP 検証員による検証）

第9条 協会は、登録レビューアの中から原則1名の CFP 検証員を選任する。CFP 検証員は、CFP 検証申請書および申請者へのヒアリング等を通じて CFP 検証を行い、必要に応じて修正を求めた後、合否判定を行う。CFP 検証員は、CFP 検証結果を協会に伝える。

（レビューパネルによる確認・最終判定）

第10条 レビューパネルは、CFP 検証員の CFP 検証結果を基に確認を行い、当該案件の最終判定を行う。

（検証結果の通知）

第11条 協会は、CFP 検証の判定結果を、理由を付して申請者に通知する。

第2節 CFP 検証に合格した製品の取り扱い

(CFP 検証に合格した製品の公表)

第12条 CFP 検証に合格した製品は、協会の管理する CFP ウェブサイトを通じて登録・公開される。登録・公開については「カーボンフットプリント宣言登録・公開規定」に定める。

(検証の有効期限)

第13条 CFP 検証の有効期限については定めない。

第3章 レビューパネルおよび CFP 検証員

(レビューパネルの設置)

第14条 協会は、「CFP 算定結果・宣言の案にかかる検証」に関する確認・最終判定を付託するため、レビューパネルを設置する。レビューパネルの事務処理等は、別途定める「レビューパネル設置・運営規程」による。

(CFP 検証員の登録および指名)

第15条 協会は、「CFP 算定・宣言の案にかかる検証」に関する検証を付託するため、登録レビューアの中から CFP 検証員を選任する。CFP 検証員に関する規定は「登録レビューアの登録・評価規程」に定める。

附則

本規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧カーボンフットプリント検証規程（R-08-03）を改訂し、新規文書管理番号（CC-15-01）で制定。 基本文書に従い検証有効期限3年を撤廃。